

カーボンオフセット年賀寄附金配分団体公募概要

1. カーボンオフセット年賀寄附金について

寄附金付年賀葉書は、国民の福祉の増進を図ることを目的として、昭和 24 年(1949 年)に初めて発行され、今年で始まりから数えて 59 回目を迎えます。お預かりした寄附金は全て「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和 24 年 11 月 14 日法律第 224 号)に定められています 10 の分野の事業を行う団体に幅広く配分しています。

今回、この一環として「カーボンオフセット年賀」を発行しました。寄附の目的を、地球環境の保全を図るための「温室効果ガス削減への貢献」に限定し、お預かりした寄附金及びそれと同等額の郵便事業株式会社からの寄附金は、国連に認証された途上国における温室効果ガス削減・吸収プロジェクトであるクリーン開発メカニズム(以下、CDM)から得られる排出権の取得に全て充てられ、結果として家庭等での CO₂ 排出量をオフセットすることにより、京都議定書で定められた日本の温室効果ガス排出削減目標であるマイナス 6%達成に貢献します。

2. CDM 配分排出権取得・償却事業助成について

(1) CDM 排出権取得・償却事業助成プログラム

取得・償却する排出権は、本プログラムの意義に従い、二酸化炭素やメタンガス削減に由来した、自然エネルギー活用による、また排出権創出国の発展や環境の改善に寄与する社会的意義の高い事業から創出されたもので、国連により CDM プロジェクトとして認定されたものとします。寄附金配分助成を受けた団体は、取得した排出権を平成 20 年度中に日本の国別登録簿(割当量口座簿)の償却口座に移転し、本助成に係るすべての事業活動を平成 20 年度中に終了していただきます。

(2) 地球温暖化防止活動事業助成プログラム

本プログラムは、上記(1)プログラム申請団体に対し、希望により、地球温暖化防止活動事業助成を行うものです。この助成金は「カーボンオフセット年賀」で寄せられた寄附金額と同等額の寄附金に併せて郵便事業株式会社が寄附金として用意するもので、森林育成や CO₂ 削減に結びつく活動・啓発など、地球温暖化の防止に繋がる活動について助成します。

(注) 本プログラムは、上記(1)プログラムの配分助成団体の地球温暖化防止活動を助成するものです。審査委員会において採択される必要があります。

3. 申請のできる団体について

申請のできる団体は日本の非営利法人であり、公益法人(社団法人、財団法人)、NPO 法人、中間法人、独立行政法人とし、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(昭和 24 年 11 月 14 日法律第 224 号)第 5 条にある地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図る事業を行う法人が対象となります。

なお、寄附金を交付する団体は、上記 2 の配分助成プログラムに従い、申請いただいた法人の中から、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可(郵便事業株式会社が拠出する寄附金を除く。)を受けて決定いたします。

4. 申請受付期間

2007 年 12 月 27 日(木)から 2008 年 1 月 28 日(月)

5. 申請問い合わせ先

郵便事業株式会社 年賀寄附金事務局

電話 : 03-3504-4401 FAX : 03-3592-7620

(土・日・祝日・年末年始(12.29~1.3)を除く、10:00~12:00 又は 13:00~17:00)

※締め切り間際においては電話がつながりにくい場合があります。

※ カーボンオフセット年賀寄附金配分助成公募条件の詳細は、年賀寄附金ホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)及びカーボンオフセット年賀特設ホームページ(<http://www.carbonoffset-nenga.jp>)をご覧ください。

